

イーアールコントラクト 会員規約

(er-contract)

- 第1条 株式会社イーリバースドットコム（以下「当社」という。）が保有する産業廃棄物処理委託契約に係る会員制電子取引情報サービスをイーアールコントラクト（以下「er-contract」）と称する。
- 2 er-contract は、当社データセンター内に設置したサーバー群と会員が保有するパーソナルコンピュータ及びインターネット網から構成するネットワークシステムを利用することにより、電子取引による産業廃棄物処理委託契約書の作成、締結、当該電子取引に係る電磁的記録の保存、縦覧等の情報サービス業務を提供する。

(目的)

- 第2条 er-contract は、産業廃棄物処理委託契約における各契約当事者（排出事業者、収集運搬業者、処分業者）が、関係法令を遵守しながら、電子取引による同契約関係の処理及び情報管理を行うことを可能とし、もって、産業廃棄物処理委託業務が適法かつ効率的に遂行されることを目的とする。

(er-contract への入会申込)

- 第3条 er-contract の入会にあたっては、当社が運営する会員制電子マニフェスト情報サービス「e-reverse.com」の会員として登録され、サービスの利用が可能な状態であることを条件とする。
- 2 er-contract の入会希望者は、前項の条件を満たした上で、所定の入会申込書に署名・捺印の上当社へ提出する。
- 3 er-contract の入会希望者は、電子契約の真正性及び原本性を確保するため、当社指定の第三者が提供する電子署名及びタイムスタンプを利用することに同意し、当該サービスへも別途加入申込みを行うものとする。
- 4 er-contract の入会希望者は、第2項及び前項に規定する加入手続を経てer-contract への登録が完了したときにer-contract 会員資格を取得する。（以下、会員資格を取得した者を「会員」という。）
- 5 第2項及び第3項に規定する加入手続に係る申込書の様式は別途定める。

(サービスの範囲及び利用方法)

- 第4条 会員は、e-reverse.com 会員規約及び本規約の定めに基づき、er-contract を利用することができる。
- 2 er-contract の利用可能時間は、原則として、毎週月曜から日曜までの午前6時から午前0時までとする。
- 3 前項にかかわらず、以下の各号の一に該当する場合、er-contract を停止することがある。

- (1) 当社のシステム運用上必要な定期的又は臨時のシステムメンテナンスを実施する場合
 - (2) 当社のシステム運用上必要な保守・点検、補修、改修等の工事を実施する場合
 - (3) e-reverse.com 会員規約第7条に規定する場合
- 4 er-contract 上で締結された契約情報は、以下の各号の一に該当する場合を除き、当該契約の締結日から起算して10年間を経過した日まで保存される。
- (1) 第6条に規定する場合
 - (2) 天災地変その他の不可抗力によりサーバー内の契約情報が毀損滅失した場合
- 5 er-contract 上で締結される契約情報の一切の法律効果は全て会員に帰属するものとし、かつ、当該契約内容の適法性及びその有効性について当社は一切の責任を負担しない。

(契約情報の訂正・削除)

第5条 er-contract で締結された産業廃棄物処理委託契約の契約情報を訂正する必要がある場合は、訂正後の契約情報に対して当事者双方が合意した証として電子署名、タイムスタンプを付して新たな契約として保存し、訂正を行う直前の契約（以下「原契約」という）情報は原状のまま保存し、以降、同じ原契約に対して繰り返し訂正を行う場合も同様とする。

- 2 前項の方法によらない原契約情報の直接の訂正、または前項の保存期間満了前の契約情報の削除は行わない。
- 3 契約情報のデータ管理については、「管理責任者」及び「処理責任者」は以下の者とする。

「管理責任者」：株式会社イーリバースドットコム 取締役 芥田 充弘

「処理責任者」：同 取締役 ITサービス部 部長 古田 充伸

(会員資格喪失時の契約情報の取扱)

第6条 退会その他の事由により会員がer-contractの会員資格を喪失した場合、以後、当社は、er-contractの当該会員にかかる契約情報の保存について一切の責任を負担しない。

(入会金・利用料等)

第7条 er-contract の料金体系については別途定める。

(e-reverse.com 会員規約の準用)

第8条 本規約に定めなき事項については、e-reverse.com 会員規約を準用する。

(本規約の発効)

付 則

本規約は本則中第3条第4項に定める会員資格の有効時より効力を発する。